

令和元年度 櫟本校区住民説明会会議録

日時：令和元年10月25日（金）午後6時55分～8時51分 場所：櫟本公民館

出席者 組合側：並河管理者、川口局長、吉村課長、山下補佐、寺垣内係長

住民：（計26人）区長会、振興協議会

館 長：皆様、改めましてこんばんは。足元の悪い中ご苦労様でございます。本日は新ごみ処理施設周辺における地域振興検討協議会と区長会と合同でという事で開催をさせていただきます。まず協議会からご挨拶があります。

■会長：こんばんは。お疲れのところご参集いただきましてありがとうございます。先日検討委員会で、ごみ処理センターに対する本体工事がどうのこうのというような話が出ましたので、一応あの時に三役でチラつと話をして、その結果お伝えしますという流れになつとったんですけど、組合の方から是非進捗状況そういう事についてお話をさせていただけないかという事で、今日参集していただきました。何卒忌憚のない意見なり仰っていただきたい聞いていただきたいと思います。宜しくお願ひします。

館 長：続きまして、公務ご多忙の中出席いただきました並河市長さんよりご挨拶いただきます。

管理者：改めましてこんばんは。いつも大変お世話になっております。今日は山辺・県北西部広域環境衛生組合の管理者も私兼ねておりますので、その立場で来させていただいたわけでございますけども、金曜日の大変遅い時間帯、お仕事等でお疲れのところ、又農繁期でもございますし、地元の行事等も多い中でございます。わざわざご参集いただいて、私共に貴重なお時間をいただきまして本当にありがとうございます。今回ごみ処理施設の進捗状況という事でお伺いをさせていただいたのでございますけども、この時間をいただくにあたっては、■会長を始め三役の皆様方に、先般市役所の方にお越しをいただきました。その趣旨としては、先日環境影響評価についての説明会はあったけれども、計画そのものの説明としては前回に平成30年1月に施設整備検討委員会、こちらの基本仕様書、今日お配りをしておりますが、その説明会というのをやらせていただいてから、全然地元に対して説明がないではないかと、そしてその中で8月の16になりますけども令和2年の、施工業者についての入札も開始されたという話も聞いているという中で、一般的には施工業者の入札という事になりますと、これが学校施設だったりいたしますれば、要は設計書も全部出来ていてどういう施設にするかも決まっていて、その建てる意図を決めるというようなイメージをお持ちの方もあるかもしれない。その辺りもし仮に進んでいるとするならば、地元に全然説明が無い中でどうなっているのかというご指摘がありました。そこは私共今まで全体のスケジュールというものを申し上げていたつもりでございましたけれども、勿論誤解があつてはいかんという事で、現状一体何故この間にプロジェクトそのものについての説明を無かったのかという所も含めまして、今日お話をさせていただきたいと思っております。こちら全体のスケジュールという事で1枚の紙を配つておるわけでございますが、端的に申し上げれば、前回に施設整備検討委員会の基本仕様書をご説明してから、特に進んでいてご説明する具体的中身というのが無いからだったんでございます。

無いというのは仕事をしないという事では決してございませんで、このこちら答申というふうにございます。これがおさらいになりますけれども、31ページを見ていただければと思いますが、学識経験者の先生方であったりに加えて、■会長始め地域のご代表、或いは環境、農業、女性団体、一般公募の皆さんという形で、どういった形の施設を造っていくべきなんだろうというような事を、この委員会では平成29年から平成30年にかけてお話をいただいたわけでございます。その中で法令上は色々な数的な規制はあるけども、更に自主規制値としてはより厳しくやっていかないといけないであろうとか、或いは色々な世の中で処理方法があるけれども、どういった処理方法のものをやっていくかという、この施設に求める基本的な能力であったり、或いは規制という所について、耐震性だつたりも含めてになりますし、又地元の福利厚生という事で言いますと、その浴室に関してであるとか、又環境について学習できる施設であるとかそういう機能も持たせましょうというような事を、これは纏めていただいたものでございます。この説明会というのは、実際平成30年の1月に我々3回に亘ってやらせていただきましたんで、今日改めて全て繰り返すわけではありませんが、その後は要はここに皆さんに議論いただいた機能を持った施設を発注する為の準備作業というのをずっとやっております。つまり全量を焼却する、そしてこういう数的規制をきちんと守れるような施設を造る事業者を決めていく為の作業というのがずっとあったわけでございます。しかし今日のまだどういった具体的施設になるのかという設計書等というのは一切ございません。それが下に書いてありますけども、この8月16日に我々が公募した事業者というのはどういうものかといいますと、設計から建設そして運営に至るまでを一括でやっていただく事業者というのを求めてるわけでございます。これは何故か。要は将来的に自分がきちんと運転をしてそれでこの環境基準なんかも間違ひなく果たす、責任を持って果たすという事を前提にその人がちゃんと設計も建設もやる。結果的にその運営の時にこれまでお話ししていましたとおり、ちゃんとこれまでお約束してたような数値を守ってやらないといけないと。地元と協定を結ばせていただいたような事も重視しないといけない。その時にもし仮に何かおかしな点があったならば、それは設計の所だったり建設であったり、責任を問わないといけないわけなんですけども、それを1つの事業者にやらすという事なわけですから、非常に責任の対象が明確であるわけでございます。且つ2番目に書いておりますけども、それが自分のところが長期的に運営をしないといけない、丁寧にやっていくわけでございますから、色々な形でのその後の運営の部分も含めまして、どういうふうな発注方式でやったら一番経済的にも合理的なんだというような検証をいたしまして、これを全部纏めてやるのが一番効果的だという事で、私を含めた構成10市町村長でそれを決定をしたわけでございます。今実際に事業者選定委員会という所は、平成30年の12月から活動を開始しておるんですけども、ここは有識の方ばかりが参加しております。私も参加をしておりません。何故かというと素人でございますんで、要はここにお配りした基本仕様書を実際に技術的、専門的に発注する為の、要は読み下し、書き下しをダーツとやっていって、こういうような施設の内容のものをあなた方企業さんは提案してきなさい。提案してきたものの中から、それが何社になるのか分からんんですけども、提案したものの中から、又選定委員会の委員さんが見まして、こここの提案が一番経済的にも環境保全だったり色々な点で優れているという事で、初めてそこで事業者が決まってくる事になります。それが一番上のスケジュールに書いてありますけども、今予定では令和2年の4月27日に一応落札者が決定しまして、それで議会の方

でもご承認いただいたりして、令和2年の7月に正式な決定がされると。そこから提案されたものに基づいて、基本設計の所を実施設計の方に落としていくというような作業になって参ります。ですので、前回環境アセスメントの説明会の時に景観の点だつたりでイメージ図をあの書類の中でも描かせていただいた所に、あくまでこれはイメージですよ、実際に建つ物というのとはあくまで違いますよという事を私申し上げたと思います。それは何故かと言いますと、結局どの会社がどういう提案をしてくるかっていうのは、我々の手元に今無いからなんでございます。ただそこにおいては、当然景観、環境、あらゆる点について配慮して下さいねというふうになっておりますから、それに基づいて審査をしていく。ですので、どういうステップを踏んでいってるのであるのかという事をもう少しこまめに来させていただければよかったです、私共としてはこの前の説明会の所から具体的にお示しする進捗の中身というのが、まだ手元になかったという事でございますので、決して地域の皆様方に全く断りもしないままに、いつの間にやら施設の中身が決まっていってるのである状況では無いんだという点についてはご理解をいただけたらなというふうに思います。ですので、私共の今後の予定でございますけども、前々から申し上げてる通り、何かご疑問だつたりこの点について説明してくれという事があれば、私共今日のようにいつでも来させていただきますが、私共の方から是非又広く櫻木の校区の皆さんにお集まりいただきたいという形で今検討しておりますのは、令和2年の10月頃。そんな先なのかとお思いになるかと思いますが、相当ですからちゃんと設計とか色々やらないとこの施設はできないものでございますんで、秋頃になれば要はイメージ図だけではなくて、実際にこういうような形のものが今想定されていますと。今まででは焼却の方法だけが決まっていたけども、そこでなってくるのはこの方式のものですがとか、或いは環境の施設っていうふうに教育施設と申し上げていたけども、それはこういうものですとか。或いは温浴施設であつたら、実際にこの位置にこんなものになりますというが、このタイミングでお示しを出来るかなというふうに思っております。■会長の方から、何か要望があった場合はどうしたらいいのかなというような事を仰っていただいたわけなんですけども、それは又随時色々お聞かせをいただいたらいいかなと思っております。予算を示した上で、提案をしてもらってそれで決めるという事でございますので、何かこの基本仕様書に基づいて事業者さんはうちでこれを造ればこれを守れるという形で出してきますので、全然違う事を言うとかつていうのはそれはもう難しい。ただ例えば温浴施設が造るけども、ちょっとこの形ではとか、もうちょっとこういうものがあった方が地元の皆さんたくさん来ていただけるんじやないですかとか、そういう所については、或いはその今まで国崎のクリーンセンター、川西市の方と一緒に行かせていただきました。或いは東淀工場というのも行かせていただいた際に、見学施設とか地元の皆さんのが集まつていただいている様子というのは皆さんご覧いただいた中で、ちょっとあれイメージに合わないんだけど。ここもつとこういうふうにしたら地元のみんな集まり易いでとか、そういうご意見については、又伺わせていただいた中で工期を大幅に変えるという事は難しいですけども、我々も出来る限り誠実にお答えをしていきたいなあというふうに思っております。なので、会長あの進捗状況としてはそういう事なんでございますけども、ちょっと何を言ってるのか分からぬ所もあったかもしれませんので、もし今の時点で今これはどうなってんの、どう進んでるんだという事がございましたら何なりとお伺いをいただいたらいいかなと思っております。

■会長：ありがとうございます。只今の組合長のお話どうでしょう。ご意見あったら挙手お願いしたいと思います。

■区長：白川の区長をしますと申します。先程の市長の説明の部分での話と、1枚ものの資料の話になってくるんですけども、施設整備検討委員会が終わって、そこで示されました基本仕様書に沿った形で事業者選定委員会、これが有識者の中で行われてますよという事で説明がありましたが、この中で要求水準書を策定しとなっているんですが、要求水準書がこの基本仕様書に沿ってという部分になってきた時に、この基本仕様書の中身が附帯設備の事は一切触れられてないですか。その中でそれがどういう形でこのDBO方式の中で示されてくるのかっていう部分が一切見えてこない。このDBO方式ですね、要はデザイン、設計の部分っていうのはここでプロポーザル的に提案を受けるんですよっていう説明ありましたけども、それがどういうふうに示されてくるのかっていうのが見えてこないですし、それが民意を反映してるのがっていう話になった時に、住民の意向を反映してるのがっていう話になった時にそこの所が見えてこない。尚且つ先程説明の話の中の途中で、意見があれば隨時言つていただいたらいいですよっていうような話をされましたけども、そういうふうな話になれば、要求水準書からどんどんどんどんずれていく可能性だって出てくるわけですよね。その辺はどういうふうに考えておられるんですか。

管理者：ですので、意見があればというふうに申し上げましたけども、基本仕様書であったり要求水準書にもう既に定められている部分について変えろというふうに仰られても、それは我々としてもお答えする事はできない状態であります。我々としては、これまでこの基本仕様書の策定自体に、地域の皆さんにも代表に参加をいただいて、その際に説明会をさせていただいて、ここの中身からは一歩も離れていないという認識でございますので、何かしら地域の皆さんのご意見を無にするような形で作業を進めてきているとは思っておりません。附帯設備の話は21ページを見ていただきますと、ここに余熱利用施設とそしてその維持管理についてという形でなっております。余熱利用施設という書き方なのでちょっと分かりにくいかもしれませんけども、温浴施設だったり、休憩所、これを希望する意見というのがこの委員会の時に非常にたくさん出たので、そこで積極的に温浴施設を決定する事としました。こういう形の答申をいただいておりますので、要求水準書の中でもそれを受けて、この中身を書かせていただいているところでございます。環境学習の施設についてもこの委員会の中で非常にたくさんご意見というのをいただきまして、私共としては今まで視察の際に地域の皆様方が多世代で集まりながら環境についても学ぶ事が出来るような施設という事は、常々申し上げて参りましたし、又私も説明会の中で言及をさせていただいたところでございます。要求水準書等については、非常に分量が多いのでこのぐらいの分量になってしまふものなんすけれども、これ全てインターネットの上でも公開をさせていただいております。公開してあるんだったら、その要点を何か持つて来いというお話になるかもしれませんけれども、その要点という事になると正にこれが要点という事になるので。なので、私共として何か説明しないままに進んでいるわけではないというのは、是非ご理解をいただけたらと思います。管理棟の所の要求水準書の中には、色々いただいたご意見の中で、又今まで見に行っていただいた音楽が出来るような部分だったり、ワークショップが出来る部分だったり、マルシェが出来たり、フリーマーケットが出来た

り、ごみ減量について学べたりっていうような事については、例示としては示させていただいております。又それはどういう提案が出てきたかっていう事を皆さんにご説明する中で、ここはこうした方がいいんじゃないかというご意見があれば、それは可能な範囲でお承りしたいというところでございます。

■：今の説明の流れからして、最終的にその実施設計に入つていった時に、要はそちらの方から示された実施設計に基づいての部分で可能な範囲で変えますよっていう話なんですが、周辺整備も含めて、附帯設備も含めて色々な部分ですね、その設計の所を示して、住民説明会りますよ、ですけども、それが住民としてその所が、いやいやこれ納得できませんよっていう話になった時に、設計って変わらないんではないんですかね。その辺の所が、今仰っていただいた話の流れの中で、結局この整備委員会であるとか色々とか、この地元の区長会であるとか色々な所で意見を言わせてもらってる部分とか、色々な部分の所がその途中には何ら反映していく部分がないんではないかなと。要は示して、この結果で、どうこれでいいんやつたらこれで進めるやんかっていう、要は前々から市長が仰ってるような丁寧な説明心がけていきますよっていう部分からちょっと遠いんじゃないかなっていうふうに感じるわけですよ。

管理者：どうしても建物そのものというよりは、設備の備品的な部分での対応になってくるかなというふうに思うんですけども、今の時点で私共としてもこういうものになります、これについてご意見をというふうにやりたくても、何も今の時点では手元にない。我々としては、ですからこういう機能を果たしなさい、ですから先程の温浴施設であるならば21ページの所に書いてあるように、温浴施設だったりを造りなさいという答申をいただいた。それに対して要求水準書では確かにもう少しあみ砕いて男女各10名程度が利用できる浴室とフィットネスルームと休憩室を造って下さいとか、施設には脱衣所、トイレ、空調、換気、照明等の設備を設けて下さいとか、そういう部分が文言でもう少し書き下しております。只この時点でそれ以上に何かしら意見交換と言われても、おそらく皆様方としても意見の言いようも難しいかなと。只その時点で、いやこんな浴室じゃなくて全然違うものを造って欲しいという話が仮に出てきたならば、それは申し訳ないですけども、これまで段階を踏んで委員会の中で検討をいただいて、その答申をいただいて、それに対する地元説明会をいただいて進んできてるやつなんで、申し訳ないけど、これはもう既に順を追って進んできてる話ですよというお答えになります。

■区長：要するに工事を実施しようとする時は、地元が納得してそれはええ仕事やと施設やと言つていただくようにして欲しいわけ。

管理者：仰るとおりです。

■区長：説明聞いても住民こんな事知っていますか。温浴施設、それから道の駅、何やかんや言うてますけど、どれを選定してくれるん。その説明もまだ1回もしない。何を取るかや。全部やってくれるんですか、ここに書いてあるやつ。意見として色々出た意見が、全部実施して設計に入れていただくわけですか。それ全部入れてくれたら何にも言わへん。それ

は審査すればええねんから。だけど予算とか色々な問題があつて、取れるもんと取れないもんがある。それは時間無い中でね、検討して下さいって言つても検討しようがあらへん。素人相手に、一般住民なんてみんな素人なんです。専門的な言葉なんて要らない。何をしてあげる、何をさせてもらう、要するに遺失補償。あるいは迷惑料に対する附帯設備やら。地元がやっぱり納得せなかん。専門的な言葉なんて要りません。何と何と何がこういう形でします、じゃあそういう形ならばこういう事を付けてくれ、こういう事をして欲しいという変更が生じる。それを言うと。それを来年これの地元説明会をして納得しなかつたら工事やるんですか、来年から。地元の納得しない中で、そういう事はいけませんよと言うてるわけです。だからもう少し説明をちゃんと詰めて・・・した時に、ちゃんと時間を取っていただかないと、こんなすぐにもう説明・・・工事にかかるような時間、修正も出来ないですやろ。それとね、遺失補償で11億を分配して、地元の自治会に下りるようには話、今進んでるわけですね。その確定も出来ない中で設計して整備せんならそんでやつてもらうという事でしょ。そうじゃないですやろ、その中でそういう事の調整もある程度目途ついで、ああ納得できるなという所で実施していただけたら50年間迷惑施設でも地元はやっぱり辛抱出来るんですから。交通量増えるし、臭いするかも分からへんし、色々な問題がまだまだ山積してるので、そっちが今まだ説明出来ない中で10月に説明会するってどんな説明になるんですか。そこから修正かけてもいいんですか。かけて工事延ばしたらあかん言われる。それはちょっと拙速過ぎるんじゃないかな。やっぱり地元がまず一番問題は、地元が納得するっていう説明と実施内容をキチっと説明分からなくとも、地元にまず納得さす義務があると思う、市長。他所の市町村、あんじょうしたると違って地元の住民が一番被害受けるんですよ、そうですやろ。だからその辺もやっぱり理解してもう少し腰の据わったやり方の実施と説明をして欲しい。自ら、何遍体育馆來ましたかな。まだ2回程ですやろ。地元の皆知っていますやろか、住民が。だからその辺がね、やっぱりちゃんとしていただきたいという事です。

管理者：我々としては体育馆でやらせていただいた説明会等は、どなたでも来ていただいて結構ですと、何人でも来ていただいて結構ですというふうに申し上げてるので、地元の全員が全員知ってるかと言われると、それはお越しただいてない方もあるろうかと思いますが、無理に出席させるわけにはいきませんので、我々としては機会はしっかりと設けていかないといいかんと思っておりますし、もし仮に今までやった説明会の中身でもまだ聞いてないから来て欲しいという方がいらっしゃれば、それはご説明させていただきたいと思います。今、車とか臭気の点については、これは環境影響評価の説明会で言わせていただいた点なんで、この場で繰り返しませんけれども、私も技術的な点については専門家ではない中で、皆さん方ときちんと議論をしようと思おうと、何かしらこういう施設ですっていう叩き台がないと議論のしようがないじゃないですか。だからそれを提案がどういう提案が出てきたか、それで意見交換ができる一番早いタイミングでは勿論説明会をさせていただこうと思っております。ここに書いてある21ページの話が全部出来るのかっていうと、予算を示してここに書いてある事をちゃんと盛り込んだ提案をして下さいっていうふうに今、我々は事業者募集をやっておりますので、入ってなかつたらそこは選ばないという事でござります。つまり専門家が見て、いやいやここに例えば温浴施設って書いてある、その完全な何て言うかまほろばキッチンみたいな感じの道の駅とかそういう事ではないけれども、

それはスペース的にも規模からいって元々道の駅を想定した施設ではございませんので、ただその環境学習とかやる所に何かしらこういう造りだったらスペースを出して、もしこの週末だったら又櫻旅をやっていただくわけですが、その櫻旅ウォークでやられたり、今櫻本の色々な所、トランクマルシェとかやっていただいてますけども、ああいうような事をやるスペースをもうちょっと広めにとって欲しいだとか、そういうような事は議論として可能かなと思っております。工事が始まると言いましても、結局2年以上かかるものでございまして、最初の期間というのは造成工事でありますから、そういう何かこの内装の部分だったりとか、或いは備品に係るような部分というのは、これは他の我々がよくやる施設なんかでも、全然意見交換します、ちょっととここは配置こうしてみよかとか。それはこれはこの公民館でもあった事でございますね、なので何かこの時点なので全く反映できないというタイミングではないかなというふうに思いますし、それと我々が何故この工事期間を設定しているか、これは元々計画が始まった時からの部分でございますけども、令和5年度をもって今のごみ処理施設がもう使えなくなってしまうという事でございますので、ここできちんと稼働する所に持っていくないと、普段皆様にお出しeidaiterごみが処理出来ない状態になってしまします。なので我々としては当然それは頑張っていかないといけない。ただここに書いてある中身を、ですから何回も繰り返しますけど、反映しない提案というのは採用する対象にはなりませんので、そこを是非ご理解いただきたい。

区長：だからね、どういう内容はキチっと住民にそれをしてあげるかという内容が示されてない中でね、そんなん書いてないからもうしないと、じゃあ書いてたら全部してくれるんですか。

管理者：ここに書いてある部分は。

区長：全部検討されるん。

管理者：それを、今提案我々待ってるんです。いや、提案をしてもらって、予算を示して、これを実現しなさいよという事で、正に企業さんの方から提案が来て、それがちゃんと盛り込まれてるなという事を専門家が認めてこの事業者にしようという事でございますんで。

区長：今までごみの集積場やら焼却場いうかそういうところは、やっぱり要するに自治会に・・・交付金も渡す。

管理者：基金については、ちょっとすみません。この話が一段落した所で次の議題で話をさせていただきたいと思いますんで、まずは計画の部分と今どういう我々が進捗状況かということについてご不明な方がいらっしゃったらそれでお話をいただいて、それが一旦今日お話しできる限りをやりましたら、そこから又ちょっと基金の話を。

会長：その見積り今頼んどる、色々な業者が来る。

管理者：見積りではないです、もう提案です。

会長：提案が来た時点で、こういうもんにしますよって提案が来た。叩き台が出来たらすぐ地元にこういう格好になりますよという事を言うてくれるわけですね。

管理者：業者が決まりましたら。

会長：それから地元の対応を決めてもいいわけですね。こういう事をこれをこうして欲しいとか。

管理者：ですから、繰り返しになりますが、例えば中には今まで環境影響評価だったり、これの時も説明会だけじゃなくてパブリックコメントを取ったんです。どなたでも意見を出せるようについている事で、その時にパブリックコメント取った意見の中には、浴室って書いてあるけども、そんなもん要らんからペット用の燃やせる火葬施設を合わせて造ってくれ、そういうご意見も来たんです。我々そういうのを一通り全部受け取っています。その時にどう返したかというと、いや、それは確かに意見としては分かるけども、それを6万5千人がそれぞれ仰ってもなかなか纏まりがつかん。我々は地域のご代表だったり、或いは学識経験者だったりに入っていただく中で、この答申というのをいただいているわけですから、やっぱりこれはこの範囲の中で考えさせていただきます、あなたは浴室は要らないというふうに言うかもしれないけども、それはやっぱり然るべき委員の方々にこれをっていう事でございますし、そもそもペットの火葬場なんていう事は、全く地元の皆さんとの間で今まで議論をした事もない、それを我々は勝手に付け加える事は出来ませんと言つてお返しをしました。ですので、根本的に中身を変えるような話をされたり、今は全量焼却という事になってるんですけども、今からバイオの何とかの施設とか全然違う方式の方がいいみたいな意見が出てきても、それを採用する事というのは、その議論と同じように出来ません。それは今まで議論を積み重ねてきてる部分から外れてしまうからです。ただ要は浴室の中にどんな器具を入れたらもうちょっと使いやすいでしょうかねとか、環境学習施設の中にこういう所があつたらもっと色んな人が集まりやすいですよねとかそういうような事っていうのは予算の範囲内に勿論なってしまいますけども、別に設計をしながらであつたりとか、造成工事をしながらでも全然出来るわけでございます。そういう事についてはドンドンご意見聞かせていただきたいし、子供も来るんやな、高齢者の方も来るんやな、こんな段差があつたらちょっと高齢者の方にとつては使いにくいやないか。こういう要素があつた方がもっと子供喜んで来れるで、そういう意見交換というのはこの段階でも出来るというふうに思っておりますので、我々がここのようやく議論できる段階になつたらお示しするから、もうそれは過ぎて全部決まってるんじゃないかと言われると、それは違いますになりますし、じゃあまだ変えられるんやつたら何でも色々言っていいんやなと言うと、それも違う。決まってる部分は決まってるし、或いは柔軟に対応できる所は柔軟に対応できる。そこの部分を是非ご理解いただきたいと思います。

：先程の市長の説明の話から言うと、ここに来年の10月に住民説明会、設計図面に基づいての説明会を行いますよっていう話になつてるんですが、その前段で意見交換会を開くという予定ですかというの、何がしかの提案があつて、それが決まってきたんであればア

ウトラインが出てくるわけなんで、その中で意見交換会という話もチラつと先程の説明の中にあったかと思うんですよ。そしたら区長会なり何なりっていうこの今のメンバーとかと、そういう意見交換会をするとかそういうふうな部分というのはお考えなんですか。

管理者：すみません。結構先の事なんでこれだけ書いておりますけども、これまでにも住民説明会やらせていただく際にも、私共いきなり小学校に誰でも集まって下さいという事ではなく、最初はやはり三役始め役員の皆さんにご説明をし、区長会でご説明をし、それでじゃあいつに住民説明会をやりましょうというような事を一緒にお話しをする中で実際に案内を出させていただくというプロセスで参りましたんで、この時についても勿論いきなり全員の前でというよりは、役員の皆さん方にお詣りをし、区長会の皆さんにはより詳しいご説明をしというのはお仕事の都合だったり色々な機会でその体育館に来られない方もいらっしゃるかも知れない。やはり区長様方は自治会のご代表なんで、どういう事なんですかという事で聞かれるかもしれませんし、或いは説明会の前に今度の説明会はどんな中身やねんっていう事を、きっと住民の中でお尋ねになる方もあると思います。ですから、それはきちんとお答えできるように段階を踏んでいきますんで、今この大きなスケジュールの中身はこれだけ書いてしまいましたけども、契約の所から出来るだけ速やかに、そういったきちんとした手順を踏んで説明会を迎えるに思っています。じゃあその決まる前に提案来てるんやったら、例えばその限られたメンバーだけで意見交換したらええやないか、そういうふうにひょっとして思われる方もあるかも知れないんですけども、これは入札の適正性を確保しないといけないという部分がありますんで、我々としては、私も一切関与しませんというのは、巨額のお金に絡む事なんで、そこに公平性とか公正性に疑念を及ぼすような事になってしまふと、それはもうよくお分かりかと思いますが刑事事件になってしまふと。だからやっぱりその入札の期間というのは、それは私も口を挟まないし私も全く見ませんし、その先生方にきちんと要求水準書が満たされているかを判断いただいて決める。決めて議会にもうこれで提案で、一旦この人にいいじゃないかという、みんなが議論できる状態になったらば、できるだけ早くそういう機会を設けたいと思います。

：南小路町のと申しますがお願いします。ちょっと抽象的な話からですので、ついでにいける部分があるんですが、2点程具体的な話をしたいと、お願いしたいと思います。1つはモニタリング装置の話と、もう1つは環境保全協定書の策定についてです。モニタリング装置というのは、先般見学に行きました川西等でも設置されておりまして、且つその中の方針としては、地元住民が本当に認識できるような場所も選定していると。そういう意味では我々川西の施設の中のを見たわけですけれども、もちろん今回も施設の中で・・・必要だと思うんですが、やはり櫻本としては櫻本中央全体、櫻本駅とか或いは西部団地の方おられるので団地内がいいのか、途中の添上高校辺りがいいのか、まあ添上高校辺りに造れば主旨の中になります環境教育の一環になろうかと思います。したがって、モニタリング施設というのを、これは色々電波を飛ばすなり色々・・・必要やと思いますんで、きちんと設備の中に入れていただきたいと思うんですが、そのモニタリングの施設の装置の中の表示内容、多くの場合は排ガスの成分状況だとかあります。今回はプラスチックのリサイクルセンターでございます。そこで東京や寝屋川の方で色々問題になっておりますがVOC関係のモニタリングというのもこれは是非入れるべきだろうと思います。

それについての表示もどうなるのかという点、今から色々具体的な議論もされると思いま
すので、お願ひしたいと思います。それから場所についてもそういう所ですね。2点目の
環境保全協定に関する話なんですが、今年の夏に環境影響評価の準備書が纏められて、分
析結果も色々出ました。今日お配りのこの資料の中の基本仕様書の13ページに、自主基準
値（案）というのが出ております。果たしてこの自主基準値（案）で今回調査した結果と
考えて、適切なのかどうかという事だと思います。環境影響評価準備書の中では、想定さ
れるごみを何トン燃やせばどれだけの物質が出て、どれくらいの濃度になるっていう話と
か計算されております。それを見ると非常に微々たる量しか出ないという事です。そうな
ると現在観測された値、これは今まで櫻本町民が延々として築いてきた環境状況やと思
います。だから例えばほとんどが水質で言えば検出されないMDがずっと並んでおって、地
元の産業の影響で窒素とかフッ素が増えています。窒素が増えて川の中の藻が増えたり、ま
あそういう状況が発生しているわけですが、何らかの装置がくれば必ず環境が動きます。
だからその動きが今の分析から見たらほとんど動かないわけですから、現在の櫻本町の環
境が維持されるはずです、今の皆さんの計算によると。そうしますと、例えばこの13ペー
ジの自主基準値（案）というのは、一桁も二桁も高過ぎます。だからこういう自主基準値
（案）というのは、認められない条例だと思います。問題はそういう事を議論する場所が
必要だと思いますので、こういう自主基準値（案）じゃなくて、自主基準値にする。そ
ういう意味では環境保全協定書なるものを作らなきゃいけないし、川西の例もそうですが、
行政側の方での委員会が作られ、且つ地元自治体での協議会等を作って、その間の議論が
必要だと思います。だからそういう事を、スタートの地元の協議会については、又地元の
方での議論だと思いますので、行政としてはどのようなスケジュールでこの委員会立ち上
げていかれるのかという点が2点です。宜しくお願ひします。

管理者：まずモニタリング装置ですけども、これ非常に大事だと思っております。ですので、こ
れは今までの説明会でも申し上げたとおり、施設内でも或いは櫻本の中でも常に確認いた
だけるようになると。実際どこにつけるかというのは又これは議論させていただきたいと思
いますが、そもそもインターネットで見られるようにしている所が結構たくさんございます
ので、その装置がなくてもスマホでもタブレットでも、ご自身で地球上のどこからでも見
られるというような状況にいたしますので、物理的には無数に作るのと同じ、常に公開し
ている状況でやらせていただこうと思いますんで、宜しくお願ひします。ただその中でも
例えば仰るように添高の中にタブレットがあって繋がるようになってるとか、先生方が
時々授業の中で見ていただいている機会があったならば、非常にそれはいいかなと思
いますんで、又そういう所は議論させていただきますので。

：すみません、皆さんスマホに頼るのはいかんと思います。やはりドーンと表示する事に
よって、みんなの意識が高まるから。

管理者：公民館の中とか、色々な所には付けていこうとは思いますが、どれだけの数を設けるか
というのは、ちょっと又意外にああいうデジタルサイネージも予算が高うございます。屋
外で表示出来るものっていうのは、結構家の中で見るやつよりも相当高かったりもするも
のですから、そこは又ご相談させていただきたい。ただ私が申し上げてるのは、どこから

でも誰からでも見られるような状態でやりますよというのは、それだけ中身に責任を持つて我々もやらせていただくという姿勢でございますんで、それは是非ご理解をいただきたいというふうに思います。13ページの所は、私がいただいた答申でありますんで、ここに（案）というふうになっておりますけども、こないだの環境影響評価その他のプロセス出来まして、もはやこれは（案）ではございません。確定したものでございます。これを守る施設を提案してきなさいという事で、今要求水準書も作っております。桁が今我々が環境影響評価で示させていただいた数値よりも大きく見えるというふうに仰ったんですけども、この自主規制値自体が極めて少ない数値でございますので、ほんのほんのほんの僅か出るだけでも、そこだけで見ればアップダウンがしてしまうという中で、我々としては今の最新の技術の中で合理的にやれる範囲というはどういう事なんだという事を、[REDACTED]会長、正にこの委員会に出ていただいてたんで、専門家の先生に議論をさせてきて決めてきたものだとご理解いただいていると思います。なので、公開する中身というのも、この自主規制値に示された物質という事になりますが、環境影響評価はあれはあくまで事前のものでございますので、仰るように事後的にそれがちゃんと守られてるのかという事を適切にこれはやらないといけない。率直に申し上げますけども、例えばダイオキシンだったりというのは、今まだ技術的にリアルタイムで表示という事ができません。なので一定の時に検出をして、最近のデータを常に表示していくという形になります。水についても色々なところで又それはどういう形で事後に測定をして公表するかという事については、校区の皆様とも議論していきたいというふうに思いますので、ちょっとこの自主規制値そのものを今から議論する委員会という意味では、これは立ち上がりしていく予定はございませんけれども、事後的に色々測定したものをどういう形で公開するか、これは又校区の皆様方と議論していきたいと思っております。プラスチックの部分だとか、寝屋川或いは東京練馬の話とかっていうのは仰いましたが、それはもう今までみません、質問書をいただいている中で過去の公告調停委員会の結果とかも回答させていただいてますんで、この場で重複は控えさせていただきます。櫻本の環境という事を仰っていた、これはダイオキシンの例で申しましたけども、実際にこないだ環境影響評価、ちょっと今日お配りできる体制じゃないですね、環境影響評価の説明会で配った資料、あの時の資料をちょっと思い出していただければと思うんですが、もっとも影響を受ける地域というのが、今回の施設に地引して大体現在の私共の聖苑、火葬場のすぐ近くの場所でございます。その数値、実際変化する上ずんだ数値というのは現在の櫻本幼稚園の数値よりも低い。なので、全く追加ではないわけすけども、やはりこの櫻本の皆様方に守っていただいている環境ではありますが、名阪もあれば169もあれば工場もあって、色々な物質というのはやはり出ておりますんで、その辺りは是非ご理解いただけたらと思います。

[REDACTED]：はい、すみません。13ページの基準値（案）が（案）じゃなくて確定したと仰いましたが、それはいつどこで誰が決定したんですか。そういう事は我々一切聞いてないし、この区長会でそのような発言はされましたですかね。そうでないと、誰が（案）を取ったのかというのは分かりません。又そのステップが全く不透明じゃないですか。

管理者：つまりこの（案）という意味は、一番最初のページを見ていただければと思いますけども、私が管理者としてこの委員会の皆様方に質問をしたわけでございます。質問をした、

訪ねた。なのでここに書いてある事というのは、全部提案なんです。なのでそういう意味で（案）がついております。ただそれを受け取ってどうするか、それは私共が主体でございます。ただ私共としては、これは地域の皆様方或いは専門の先生が言われた事だから、それに口ばしを差し挟む事なく、それはそのまま受け入れましょうという事で受け取らせていただいて、受け取った。その時点で（案）ではなくなってる。なので何かその決定プロセスとかではなくて、こういうものが大事だと、それを色々な専門家だったり皆様方からいただいた提案なんです、これは。そういう意味での（案）だというふうにご理解いただきたい。

■：今のはあまりにも馬鹿げたお話だと思います。確かに（案）としてもらったから（案）と書いてある。受け取った途端に（案）がなくなったと言うんだったら、天理市の・・・はどうなるんですか。

管理者：その後で結局なればこそ。

局長：7月の5日から縦覧をして。

管理者：受け取った時にというのは、ちょっと不正確でありましたけどもじゃあプロセスを踏んでないのか、それは公聴会をやらせていただきました。それでパブリックコメントというのも受け付けました。それで地元の説明会というのも行いました。それにおいて実際に質問の中でですね、何故水銀については法令基準値のとおりなんでしょうというふうな質問もいただいたて、私がそれはこれはつい最近最新の技術に基づいて法律が改定されたばかりのものだから、これは専門家の先生から見てもこのままの数字という事で、十分に担保されてるというようなご説明もさせていただいたというふうに思います。なので（案）を受け取ったから、それで市民の皆様方の意見を聞く事なく、この提案という所を取ったのかというと、我々としてはこれは公聴会をやり、地元説明会をやり、パブリックコメントをやったという事でございますんで、アセスのやつもやらせていただいたんで、必要なプロセスというのは踏んできてると思っております。

■：今のパブリックコメントというのは、やはり意見書の事だと思いますが、意見書は私も何枚か出させていただきました。それに対して実施だの意見という形で確かに一方的な事が書いておられます。それに対するやり取りっていうのはその後ありません。だからそれに対して又何らか言わなきゃいけなかったのかもしれません、そういう意見書に対して齟齬があるならどうするかっていう説明が何か然るべきではないかなと思うのが1つ。それと、そういう議論は水掛け論になってしまいます。したがって行政の作る委員会と地元自治会の作る委員会がやっぱりきちんと議論をして、議事録を作つていくのが正しいやり方じゃないかと思うんですけど。

管理者：皆様方からの意見書をいただいたて、我々はそれに回答をさせていただいた。きっと区長様からするとそれは不十分だというお気持ちがおありの中で、ではその不十分だという点については誰が客観的に評価するんだという事だと思います。環境影響評価の今後の

流れのとこで言わせてもらいましたけども、この環境に関する事項というのは皆さんからいただいた意見、我々が作った自主規制値、皆さんからいただいた意見、それに我々がどう返したかという所を全部ひっくるめて、県の環境審議会という所にかかって参ります。この県の環境審議会の方で、こういう市民から意見が出てるけどもこれは天理市が不十分じゃないか、これはちゃんと返せてないんじゃないか、或いはこの基準は設けてるけども、今の科学技術に照らしてちゃんと住民の皆様方の不安に応えられる中身になってないんじゃないか、これが正に環境影響評価を先にやった所以であります。それで我々がちゃんとやってないというふうに、県の環境審議会が、もしそういう判定を下したならば、今から先の建設というのには進めない施設なんです。なので今の段階でですから 100%この事業が決定かというと実はまだそうではない要素が残っている。ただしこの県の環境審議会の方でこれで天理市はちゃんと規制値も示してるし、色々な回答もしてるし、これで十分だというふうに言われたらば、そこから先にもし何かしら地元で委員会を作られて、これをもつときつい基準にしろ、ああしろっていうご意見が出てきたとしても、もう我々としては受けられないし、この基準を満たす施設を提案して下さいっていう形で今公募もかけている部分でございますので、それは出来ません。ただ実際に事後評価はどういう形でやっていこうかとか、その辺りはまだここからの話になりますので、我々としてはできるだけ皆様方にご安心いただけるように対応していきたいと思っております。

：まあ今の件は一番最初の準備書の段階での意見書で 60 件程出た議論がありました。奈良の環境委員会の方から、こんなにたくさん意見が出るのは天理市の説明が・・・じゃないかという意見の方もおられました。そういう事は謙虚に反省していただければなと思うんですが、その事はともかくとして、こういう施設を造るという時に自主・・・決める協定書が無いのに進めるというのは、私には理解出来ません。どうしてそれを作ろうと、私は作りたいと思いますし、メンバーになれと言うならなりたいと思いますが、やはり環境自主協定書が無いのに、どのような設備を造るというのでしょうか。

管理者：どのような設備を造るかについては 13 ページに書いてある事を満たす施設という事になりますので、ちょっと堂々巡りになるかなと思いますので、又そこはもしご意見があればもちろんお答えはしますけど、別の機会にしていただければと思います。

：いや、あればじゃなくてそういう仕組みを作るべきじゃないですかっていう質問です。

局長：仰ってるのは、稼働後も要するに環境に関する地元の協議会を設置せいという事を仰ってるんですか。

：区長：いや違う、協定書の中に全部それも入れるという話だったんです、当初。

：会長：協定書の件は今は置いといて。

管理者：協定書に入れるも何も、我々は自主規制値を示して、それを議論をいただいて、それに合う施設じゃないとダメだという事でやって、しかも事後評価もやるという形にな

りますんで、事後評価をどういう形で検証していこうかっていう事については又議論させていただきたいと思いますけども。

■区長：市長言うのは分かるけども、これ違約した時に罰則ないのかい、地元に対して。そうですやろ、入場禁止とか色々な事も、ダイオキシンも途中で出てる市町村もあるんです。

管理者：それは。

■区長：そういう違反した人達は協定書で入場禁止とか、罰則的なものが何もないですやろ。

管理者：稼働出来ません。

■区長：だから稼働出来ひんよりも、一応この約束を守れるような罰則を作っとかんと、協定ですね。・・・いけるとかいう話も出てくるやろからね。

管理者：ですから法令で満たしてないものは運転出来ないと。

■区長：いや、だけど実質はダイオキシンとか色々な問題が出て市町村難儀しとるんですわ。

管理者：それはもう直ちに操業が停止します。

■区長：いやだから停止するのはよろしいんですけど、罰則を決めて。

■会長：ちょっと待って。

■区長：その協定書の中にどういう事を実施されるかっていう事を入れるという話だったんですよ、始めは。

管理者：ですから、今地元との協定書結んでいただいてますけども、この自主規制値をきちんと遵守しモニタリングせよというような書きぶりを更に加えるべしというような議論はさせていただきますけども、罰則というちょっとご主旨が分からぬ。

■区長：であつたら、停止を命じられるとかね。

管理者：停止はしないといけません。

■：今の件は私達が見学に行った川西市の場合も、あの施設も最初の3年間で60件程のトラブルを起こしました。それに対して異常処置要領に基づいて。

管理者：全部公開されていますね。中でちょっと火事がありました、ピットの中で燃えました。

■：だからそれは異常処置協定書があったから出来たんですね。なければ多分なさらないでしょ。

管理者：いや、全て公開しますよ。

■：いや、しないでしょ。だからこそ協定書がいるんです。

■会長：協定書の件に関しては、区長会でもう1回しますので、ちょっと待って下さい。

管理者：どういう議論になるか、又ご相談させていただきたいと。

■会長：はい、他にご意見ありませんか。

■：設計の方の関係の話の部分で、環境影響評価の準備書の関係の説明会があつて、この時に車両・・・の関係というのは、ごみの搬入車両の分の車両の方の調査だけだったと思うんですよ。それに基づいての数値だったと思うんですよ。

管理者：工事車両と両方です。

■：工事車両と搬入車両だけだったと思うんですが、ただ温浴施設含めて物販所も含めて附帯設備が出来上がってくると、当然ここに書かれてる車両よりも更に車両が増えるという事が想定されますよね。その際に今建設を予定しているあの場所だと、道路の整備とかそういう部分というのはここの中には入ってきてないのかなというところがあるんですけどというのは今の道路現状で考えた時に搬入車両とそれ以外の施設利用車両とか増えた場合に、今の道路環境で言うとちょっと道路の状態がキャパを超えてくるんじゃないかなと。そしたらその周辺整備、施設の周辺の道路環境の整備とかその辺の所はここには見えてこないんです。その辺の説明をいただけますか。

管理者：温浴施設とは書いておりますけども、あそこに健康ランドみたいな施設が出来るわけではございません。規模としては要求水準書にも書かせていただいておりますけども、基本的にはクリーンセンターの焼却施設でございますので、それで造れる範囲という事で、我々施設の敷地面積等計算いたしましたところ、概ね男女各10名程度が利用できる温浴施設とフィットネスルームなりとなりますんで、温浴施設に関しては。それは敷地のあれもありますから、あそこで健康ランドと同程度の温浴施設になると思ってたと言われましても、それは物理的に不可能でございます。

：せめて御所の駅の浴場ぐらいの規模に達しなくとも、それより小さなっても、そんな5人や10人の話ちやいますよね。

管理者：それはでもちやいますでと言われましても、余熱を利用して、ただこれは別に温浴施設だけではございませんで、たくさんの方に利用いただくという点においては、リサイクル

の方に、そちらに正に今まで見ていただいたような地域交流のスペースだったり、色んなものを造って参りますので、その所は一定の方に使っていただけるかなと思います。只駐車場にも勿論限りがありますので、道路が完全にパンクしてしまう程の、勿論たくさん的人が来て賑わってくれればいいなと思いますけども、それは又状況を見させていただく中で道路についてはあれですが、今時点で他の公共施設と比べますと相当接道については整っている場所ではあると思っております。

：温浴施設、今説明の中で男女 10 名程度という事で仰られましたけど、例えば夫婦で行つたとして、男女 10 名程度という事は 20 名なのでざっくり 10 台の車両。そこに物販場がありますよ、その利用者が例えば野菜を買いに来ます、何を買いに来ますっていうような物販は何をされるかっていう部分は分かりませんけれども、そういうふうな話になってきた時に、多分その台数っていうのは単位、時間あたりっていうのがどれくらいなるかっていうのをどのくらいに想定されているのか分かりませんけれども、そこそこの台数は増えてくるのがなと思うんですよ。そこに搬入車両等が競合してくるわけじゃないですか、施設の入口の所に。その辺の所を考えた時に、今の道路環境を考えた時に、あの状況の所で例えば物販の車両が、今市長が仰られたみたいに、車両が例えば人がたくさん来ましたよ、そしたら道路上に車があふれてしまうという状態になってしまい、それはダメなわけなんじやないですか。ましてやその車両をどう逃がしていくのかっていう事も考えていかんとあかんのじやないかなと思うんですよ。その辺の所を考えた時に、今の道路の状況ではちょっと物足らんのではないかなど、そしたらその周辺の整備っていう部分も考えていくていただく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが。

管理者：マルシェだったり何だったりをしていただく場所というのは、基本的にリサイクルの部分になりますので、温浴施設とは分かれてくるわけなんですけども、ご指摘の通り搬入車両とかの関係で来場者に危険性があったり、或いは周辺にご迷惑をお掛けする事があってはいけませんので、それは又車回しの動線だったり提案を見てくる中で、我々としても対応をしたいというふうに思います。

：道路整備は考えておられない。

管理者：今現状で直ちに道路整備が必要な場所ではないというふうには思っておりますけれども。

：先程も。

管理者：と申しますのも、特にクリーンセンターの焼却施設の前の白川大橋とよろづの分院の前を通ってる道というのは、おそらく天理市の中でもそうとう幅の広い道路が整っている場所でございますので、

：実際の通行量の調査はされました。

管理者：通行量調査は環境影響評価の際に。

■：あそこの所、例えば冬場でしたら、白川のため池の所にワカサギを釣りに来る車両とか多数来るんですよ、実際のところ。で、あの辺に車両が溢れてたりするんです。そのような状況とかも踏まえて、要は施設だけの車両だけで考えるのではなくて、結局この施設を造る事によって、今の現状の現に車があふれてる状態もある中で、そういうふうな所の交通量が変わってしまうっていうところもあるので、ここは先程市長が言われた随時意見を言っていただいたらいいですよの部分の私の意見としての話です。

管理者：分かりました。後それを無視するつもりはありません。きちんと控えていきたいと思います。その中で白川の周りの道路状況というのも又見させていただいて、これは当然危険だと、地元の為にもご迷惑だという事になれば、それは行政として責任を持たないといけない部分だと思ってますんで、ただ今この場でただちにこういう拡幅をしないといけないようなもんだという認識をしてるかというと、それはまだその段階には至っておりませんので、ただ今日こういう形で意見をいただきましたので、我々としても今日の議事録を作る際にきちんとそれ控えさせていただいて、状況をよく見たいと思います。

<基金について>

■会長：よろしいでしょうか。

管理者：では、さつきお約束したので、少し触れさせていただきます。これは先般、三役の皆様方がお越しいただいた際に、少し地元の方でも誤解もある事だから最低限の説明はして欲しいという事でございましたんで、説明をさせていただきたいと思います。今回の11億が金額全体でございますけども、私共10市町村で今この基金条例に基づいて積み立てをしております。その積み立てをしていった使途については、我々としては基本的に地元の皆様方のご意見を最大限尊重いたしまして執行するものだと思っておりまして、これまで検討の委員会も作っていただいたところでございますが、只やはり櫻本校区と山の辺校区の皆様方が一緒に会話をしても、やはり普段の生活圏が全然違います。又平素の地域の中の繋がりというのが全然違いますので、どうしても櫻本、山の辺が一緒になって何かというのは難しいというお話を■会長始め両校区の三役の方にいただきましたので、その部分だけ私行かせていただいて、じゃあ色々な要素は勿論あるんだけれども、両校区でご納得されるバランスというのはどういう事ですかという中で、一旦今は櫻本校区について枠が7億、そして山の辺校区については4億という形で、櫻本についてはでは7億の使途についてご議論いただきたいという形になっております。只その時に当初からずっと話を聞いていただいている方はお分かりいただいているかなと思うんですが、ここに1条がございます。環境整備事業、地域活動事業或いは生活環境向上事業に資する基金の為というふうになっております。これは10市町村の議会も全部含めて了承いただいたものでございます。ここで意味する所は、要は事業に対してという形になりますので、例えば何かの施設を地元で造られるだとか、或いは何かの事業を行う為に、その資金に充てたいという事は可能なんでございますけれども、凄く昔の時代にありました、直接自治会に現金としてお渡しをする、或いは個々の住民の皆さんにお金を分配する、これは基金の性質上する

事ができません。なので、例えば何町自治会が7億あるんだったらおいくらの分で、それを一括なのか分けてなのか、ずっと継続的にとかっていう話になりますと、これは10市町村として条例に完全に反する形になりますと、出す事というのは出来ないわけありますし、現金というのはやはり今多くの市民の皆様方の理解を得る事は困難だというふうに思っております。只じゃあこれは隠す話じゃないので率直に申しますと、今までのクリーンセンターの古い所ではそういう形のものがあるじやないかと、それは当時まだそういう感覚が完全に固まってない時代に地元との協定書というのがございました。それに基づいて歴史的にずっと続いているものでございます。当時というのはまだ環境をきちんと保全するような設備というのがちゃんと整っていなかった。実際にビニールハウスの所に煤もいっぱい積もったりだと、煤塵もそのまま出るような環境保全の対策というのが全く出来てなかったような時代にこれは結ばれたものでございますので、それと同じような形となりましても、それは私共としていたしかねるという事であります。なので、もし仮に自治会費に直接現金が振り込まれるというふうにご理解されてる方がいらっしゃるとしたら、それは今回の基金の主旨とは違いますという事をお分かりいただきたいと思いますし、或いは例えば公共料金、住民の方の公共料金をそれで代替え、これも個人の財産に直接お渡ししてのと何ら変わりませんし、或いは自治会が使っている電気代のような光熱費等に充てたい、これも事業とは言いかねますので、それはもう現金を直接お渡ししているのとほぼ同じでございますから、私共としてはそれを使途する事はできない。それは何でだと、やはりこの条例に基づいて上がって参りました皆様方のご要望を10市町村の議会に我々は諮ります。その議会がこれは確かに生活環境に資するな、例えばここの町で持たれている水路だったり何だったりが直したいだったりとか、或いは農地の部分をこうしたいだとか、或いはもうちょっと集まれるような場所を確保したいだとか、そういうような部分に資するな、或いは子供の教育の為にこういう事がしたいだとか、これはそういう事業だという事になつたらその事業費の部分もそこから出させていただくという事になります。それはちょっとまだうちの方もきちんとした要綱を整理したいなというふうに思って、作業中なんでございますけれども、どういう形でじゃあ工事だったらしていただくのか、これも残念ながら櫻本の皆さん信用していないという主旨は全くないんですけども、全国的には結構やはりトラブルや事件というのが起きております。例えばこの何かしらを建てるという事業をしてそれをそのままお金を出した時に、誰が見積もってそのお金になつたんだとか、或いは施工が本当にきちんとしたものだったのかとか、そこを巡って不透明なお金があるんじゃないのかとか、こういう話になると本当に刑事事件に発展したり裁判になつたりするような例というのがたくさんありますんで、我々としては皆様方にそういう不都合をお掛けする事は全く本意ではありません。折角地域の皆様方に少しでも還元をさせていただきたいという事の中でやらせていただいている部分なんで、そこのルールというのはこれからきちんとやっていきたいと思います。只やはり櫻全体で何か7億を使おうという議論になられるのか、それともそれでも少し単位は大き過ぎるで、それぞれの自治会だつたり団体だつたりが、もう少し考えやすいようにバランスについては議論されようとするのか、ここについては是非お願ひしたいところではありますし、その時に、あつこれは現金で貰えるからとかっていうふうにいう誤解の下にもし議論が進んでいくとしたらそれは違うよという事を今日申し上げたいと思います。

区長：市長、その説明は確かにここに書いてあるからこれでいいんだと思う。だけど実際地元で工事をするという事になると、見積取る。普通、市でも見積取る時は事業ある程度入札してやっていきますやろ。そんなん仕事取れるか取れへんか分からんやつ見積くれるはずあらへん。そりや確かに300万500万1,000万までやつたらくれっていうたらくれるか分からへんけど。もっと大きい事業の中で、私ら素人なんです。それをやっぱりどれか業者を選定して見積取りと、どうしても優先順位がこっちにいく。地元活性でそんなん大阪のヤツ来よつたら安いに決まってる。天理市はそれするんですか。そんなんやっぱり地元活性の為の資金やから、それとやっぱり度合いがあるんですね、迷惑の。車が通ったり色々、色んなそういう総合的な迷惑の中で優先された交付金になってるわけです。それよつたら勝手に相手ちゃんと審査したるって。じゃあ市町村で指導したって下さい。指導して下さい、事業を全部。でないとそんなん出来る筈あらへん、何億なってたら何千万なっていつたら。

管理者：まずですね、市の事業であれば公金でございますんで、今財政もそんなに楽ではありませんから少しでも安いふうにというふうにはなります。只、今公共団体の事業でも地元の事業者に出来るだけ還元するべきだっていうふうな潮流がありますので、それは全く我々としても否定しません。特に今回に関しては、仮に大阪だったりどっかの事業者さんにやらせたら、例えば1,000万円で出来るところが地元の事業者だったら1,500万掛かる、だからダメだというような事を我々が申し上げる主旨では全くないので、それは枠の中でどういう判断をされるかというのは、これは地元のご意見のままだと思っております。ただ問題なのは1,500万円のものを1,500万円出したという事だったらしいんですけど、何か見積ったり設計ったりに作為的な要素があって、本当は1,000万円ができるものなんだけど、どこかで500万が行方不明になってるという話になると、これは大変な事件になってしまないので、その部分ではしっかり精査をしないといけない。それが地元だけでは出来ないじゃないかというのは、それは全くご指摘の通りかと思しますんで、今我々の方でももう少しだけお時間をいただいて、どういう手順で予算を弾いて、どういう手順でそれが適正だというふうに検証するのかというのはちょっともう暫くだけお時間をいただきたいと思います。こういう形ですという事をきちんとお示しをしようと思って、我々としても地元に全部責任を丸投げて、いざ何かが起きたら全部それを地元のせいにして、行政が知らんというような姿勢で居ようとは全く思っておりませんので、そこは是非ご安心下さい。

区長：それはもう懐入れたらその者が捕まつたらよろしいねん。だけどね、実際1,000万で出来るのか2,000万で出来るのか、私ら素人には分からへん、委託せなあかんやん。委託して損得抜いて、そんなん協力してくれる筈ないやん。そこは市がちゃんと責任持って、相談乗った上で、指定をしてちゃんと整理して書類を作る。やっぱり作成出来るとここまで持つて行ってもらわなね。・・・よつたら何ぼでも出来るけど。

管理者：手順もう少しだけちょっと今整理してるので、それが整理次第皆様方にお話ししようと。

区長：これはあくまでも迷惑料やから。

管理者：我々も 10 市町村民の皆様方の大切な公金をお預かりしてるので、ちゃんとした形でそれが執行される部分を責任を持つのが我々の役割だと思っておりますので。

区長：いやいやだから責任を持つのはよろしいやん、市長がね。

管理者：それをちゃんと確認出来る手順はもう少しだけ。

区長：受ける地元が責任取るっていうのはおかしい、迷惑が掛かったんねんから。

管理者：それはそうです。だから設計も難しい、設計が正しかったのかの検証が皆さんでなかなか難しいという事については、きちんと関与していく。

区長：だからやっぱり天理市長として、そりや 10 市町村の責任取らなおかしいやろ、責任持つて来てんからここへ、連れて来てんから。地元の住民が納得するような対応はあなたが責任を持って、誰に月給貰てるんか、市民税で貰てるんやから。地元の得心するような施策を出さんな困る、そうですやろ。今まで全国的に迷惑或いは地域振興で喧嘩するからね、そういう事業が来たら住宅も開発しないようになるし停滞するから、その本質的なものの・・・。市長が言わされましたやん、川西やつたら横に住宅がある。天理教の今駐車場いっぱい余ってあるとこ、あこにごみ焼却場持つて行くわ。それ言うたら俺決闘でもしたるわ。そりや出来ないですよ。

管理者：ちょっと議論今そこ蒸し返して。

区長：いや、あなたが今ちょっと言いかけたからやん。私にそれ言った、天理教の土地今いっぱい残ってるからお借りしたらどうや、もう・・・。

管理者：事業として今まで地元とのお話しの中で進めてきているのを、今ここで蒸し返す主旨では全くないのであれですけど、今仰っていただいた中できちんと事業が適正に行われる部分については、我々も責任を持って関与する。どういう形でやつたらいいのかというのは我々の方で整理をして、お話をさせていただきたいと思います。只、要は 7 億円があるという部分について、我々の方から一方的にじやあこんな施設を造つたらいいんじゃないですか、この町で何したらいいんじゃないですかっていうような事を決めてしまうのは、やはり地域の皆様方の意向を守らないという形になろうかなと思いますので、そこは今までの検討委員会の中でも、出来るだけ地域の皆さんにご議論をいただいたものに対してお答えします。もし仮に特に地理的に近接している皆さんだったり、或いは校区全体だったりでバランスを考えたけれども、その中でどういうのがいいかアイデアがない、なかなかみんなで思い付くものが無いっていう話で、もし我々の方に提案がつていう事ありましたら、それは例えば今子育て関係だったり、高齢者関係でこういう施策も地元で動いてる中だから、こういう部分にお使いになつたらそれは生きになるんじゃないですかとか、そういう提案の議論というのはさせていただきますけども、今まだ工事も全く始まっていな

い段階で、例えばこの町にこれ建てて、ここの町はこれ建てて、それで・・・いいじゃないですかというふうに、ちょっと一方的に言うのとは違うという認識を持っております。ただ仰っていただければ、もし仮にもう少し提案とかだったら勿論我々努力しますけれども。

会長：よろしいですか。

：1件だけ。今運用方法について検討中だという事ですが、いつ頃の予定になるんですか。

管理者：今年度中には整理をしたいと思っております。

：来年の3月という事ですね。

管理者：はい、何故そうかというと、やっぱりお金を出すにあたって法律の専門家であるとかあるいはその関係する官庁がありますんで、そういうとこにこういう手順で間違いないですねっていう事をやっぱり確認もしてもらいたいというふうに思っておりますので、少しそこはお時間掛かる事をお許し下さい。その中で色んなパターンがあると思っております。例えば業者を決める段階からなかなかあれやから、何か我々が関与して欲しいというケースもあれば、やっぱり地元でもう既にお仕事される方があるんで、そこに還元したいという気持ちもあるので、そこはうちの町に関してはこうしたいっていう。だからどこまでかっていうところも場合分けを我々します。只ご自身の町で仮に業者さんを決められた場合に信用しないという事はありませんけど、世の中有象無象そういうよく分からない噂ったりもいっぱい出てくるご時世ですので、それがちゃんと適正ですよと、地元の皆さんのが迷惑、不快な思いをしないで済むように、そこは検証する仕組みを我々の方で作りたいと思っております。

：すみません、もう1点だけ。その場合事業主は誰になるんですか。組合になるのか、或いは各村になるのか。

管理者：それはあの基本的には補助を受けられるご団体という認識をしております。

：自治会毎と。まあ自治会かどうか分かりませんけど、例えば自治会毎という事でいいんですね。

管理者：それが我々の方がそこの資金について助成させていただくと。だから一般的な補助金とか改良区の場合とかだったらですね、例えば2分の1までとか、何分の1までとか、ここからは地元負担ですかそういうパターンだと思うんですけど、今回については総額の中であれば全て支出をさせていただくという事であります。

：ちょっと気になったのが、自治会というのはある程度・・・にあるんですが、例えば横串のある色んな農家組合的なものとか、神社仏閣とかありますが、そういうのが事業主に

なってもよろしいわけですね。

管理者：それは。

局長：神社仏閣とかちょっと答え出せないです。

管理者：ちょっとこっちで。

：きちっと出していただければ。

管理者：神社仏閣とか宗教的なものに公金がっていう可能性があるというので、ちょっとその辺は我々も色々なケースがあると思いますんで、その都度法律的にも解釈したいと思います。実際に天理市内ですけども、丹波市校区のさる町なんですけども、町の自治会費で町のお社のものに支出をされたんです。それが町の自治会費であっても、私はそのお社信仰していませんと、なのでそれに会から出すのは違法だ、それが果たして地元行事で地縁的なものといえるのか、宗教行為なのかで裁判になってる例とかもありますし、ちょっとそこは、若干時には個別に議論するやつもありますが、基本的に宗教行為ではなくて地元の地縁団体がやられる地元の関連の事業だという形で整理を出来れば、出来るかなと思っております。どの主体が実施主体なのか、これは校区の中の議論でまずは校区を形成する自治会ベースで考えましょうという事なのか、それとも各種団体それぞれの所で考える枠っていうのも1点設けようじゃないかとか、そこは是非ご議論いただけたらなと思います。

会長：よろしいでしょうか。

：先程市長が特に意見が出てこなければ、組合としても色々提案もさせていただきますよというような事で仰っていただいたんですが、その逆のケースもあると思うんですよ。例えば櫻本のこの校区で18自治会あります。そこに各種団体、農家組合とか色々な団体があります。それぞれが色々な所の思いがあって、色々事業計画を挙げてきました、当然今の正直な話7億っていうお金が足らんっていう事が出てきますよね。その場合の交通整理はどうされるおつもりでおられるんですか。その要は協議会で揉んで下さいよって話になると思うんですけども、多分協議会で揉んだとしても極端な話最後は殴り合いしてでもって話になってくると思うんですよ。極論の話をしたらね。その場合にどうして・・・をつける、どう交通整理をしていくおつもりをされていますか。

：市議会に頼むしかないでしょ。

管理者：そこについてはある程度議論が煮詰まった段階で、何かしら私も入って裁きをせよというふうにお声がけをいただいた場合には、その時にお話しを聞かせていただこうと思います。実際に山の辺校区と櫻本校区、これはやっぱり山の辺校区の中で今でも仰る方もあるんですけど、何で櫻本の方が多いんやとか、櫻本の中でも山の辺校区何でやねんという色々な方もあって纏まらなかった部分、ここはまずそこの部分だけ入れという事で、協議会

の会長は■会長でございましたんで、言っていただいたら私行つてその場の議論は交通整理をさせていただいて、一定の結論に達しましたんで、今回についても例えば色々な案件が出てきてる、総額でやつたらちょっとあふれてしまった、その中でちょっと内部だけでは議事進行がどうしてもいかないけれども、交通整理の為に入れというふうに仰っていただいた、これは組合というよりも地元の市民の皆さんからご付託をいただいている天理市長という立場で入らせていただきたいと思います。

■会長：よろしいでしょうか。

：これ今要綱を作成中という事なんんですけど、これは（案）という形でこちらの方では示していただく事は可能ですか。

管理者：議会に到底承認いただけない（案）になってしまってはどうにもならないので、ご相談しながらですけども、ちょっとうちが検討してこういう形でどうしようと決め切る前に、もし区長会の方と意見交換という事であれば、ちょっと今日は一旦持ち帰らせていただきたいと思います。基本的にどういう中身にしようとしてるかと言いますと、現金をそのまま配るっていうような事ではないとか、或いは法律に直で触れるっていうものではないっていう、これをやつたらちょっとトラブルになってしまいうものを整理をしようと思っているだけなので、例えば必ず福祉を重んじて、教育の部分っていうのはその二の次ですよとか、又その逆だとか、或いは特定の団体だけを利するような形の項目というのは一切入れるつもりはございません。我々もちょっと検討を要するなっていうのが、後で市に管理の部分を移管されるものだったり、色々ちょっと他の市町村からもお金出してもらう関係で、法律の点も確認しないといけない所があります。それだけ整理をちょっとさせていただこうという事であります。

：それとですね、補助金事業がありますね。これはまあ補助金として県やら市やらという形で出る可能性があるわけですね。これは補助金事業は何年掛かるか分かりませんよね、その補助金が出る。公金を一部使って補助金は後でするというふうな事業もありますね。そういうふうな場合と、それともう1点ですね、この入札を当然しなければいけないという形になりますね、公金ですから。その場合に、入札をどういうふうにするんか、その辺の具体的な事も示していただく事は可能ですか。

管理者：補助金が出る事業というのは、別の補助金が出る事業の事ですか。

：そうです。例えば道路の整備なんか、農道の整備なんか、河川の整備なんか補助金が出ますね。

管理者：だからそれで普段だったら地元負担金が発生するけれども。

：そうそう地元負担金と補助金とですね。

管理者：二本立てのところを、地元負担金の部分を自治会費から出すのはなかなか大変なんで、今回の振興基金を使いたいと、こういうパターンですね。それは基本的には法律上問題が無い限り、我々としては基本的にそれは問題はない。要は事業がちゃんとありますんで、この水路だとかこの農道だとかっていう明確な事業があるものなので、それは基本的にはいけるように整理をしたいと思っております。それはちゃんと何の問題もないですよという確認が出来た時点で、こちらの方でご説明したいと思います。

：ただまあ補助金が例えば予算として付いた場合にその事業出来ます。付かなかった場合はその事業は出来ないわけですね。やっぱり年数が変わってきますね。

局長：単年度で終わるか。

管理者：何年以内に使わないといけないというふうに定めているものではないので、例えばある地域、或いはある団体が権利の中で合意を得てこの枠の中で事業を考えましょうというふうになった場合に、それが複数年度に跨っていってそこに対してその都度お出しするという事でも、それは単年度予算ではなく、基金の形を探っておりますので、特に問題はないかと。

：そうですか。

区長：それは市の補助金出たら市の補助事業ちやいますか。市の補助金出るねんから。その中で地元負担金がこれを回っていくだけやから。

局長：仰ってるのは多分、地元負担金っていうのは農関係の仕事やと思うんです。だから国の補助金、県の補助金、市の補助金があって、地元負担がいると。その地元負担に対して補助をするというのは可能であると。

区長：可能であろうがなかろうが、市の補助金出るのに市の事業じやないんですか。

管理者：それは地元主体の事業に対して、県だったり国だったり市が。

区長：国の補助金の方が市の補助金より大きいですやん。

管理者：それはケースによります。何分の一かっていう事は。

区長：いやだから何分の一補助金くれる中で、事業主にならんでもその団体でいいんですか。そういう事業は聞いた事がないけど。

管理者：それはいっぱいございます。例えば自治会館を、町の集会所を建てたいとかいうパターンの時に、色んな助成金を出すわけですけども、それで全部が賄えないパターンというのが多いですから、そうすると自治会費の中から出さないといけない。事業自体は自治会で。

区長：それは市の補助金を付けていいわけですか。

管理者：それは組合せで、補助金申請するのが面倒だから大変だしこの基金でやろうという事だったらそれはいいです。

区長：市が補助・・・もらえるからね。では市と相談して、ほな計画だけ出して下さい、して下さいとそういう事で。

管理者：いや、市の事業ではないですよ。出来るとしたらそれは市の事業になるわけではありませんので。

区長：市の補助金、そんなんこっちで言ったところで3分の1、その額見たらこっちで見積取って市が出せるんですか。補助金としては。

管理者：実際出しております。

区長：いや、交付金は出しますよ。交付金はこういう・・・出すんやから。市が3分の1例えば負担するとなって、3分の1の負担金の分をそれそこにボンと充てるのに、こっちの仕様書だけで出せるんですね。

管理者：今回については全額がいく場合も多いかなと思いますんで、通常今まで例えば自治会館で宝くじ助成金とか市を経由して出すものについては、うちの営繕が一応確認はしておりますけども、入札とか何とかを市が完全にやってるとかいう事ではないです。

区長：だから市の補助事業としてそれは取り纏めた中で地元負担金を納付させてやってる。

管理者：・・・いただく市の事業のパターンですね。

：普通はそうやん・・・。そんなん1,000万の事業で10万円程貰える、それはあり得る。

管理者：元々が公の事業の所に地元負担金が発生してる場合ですね、仰ってるのは。その場合に我々としては地元負担金がこれは事業が明確にあるんで、充てる方向だというふうに思ってますけども・・・。

課長：あのね、今多分農の関係であれば、農林課で負担補助で3割負担なり5割負担なり公金があるんですね。その5割負担の農林課が査定した内容がそれでいいっていう市の判断をもてば、その内容で地元負担が3割あればその3割に組合の方からの事業として出すのは有効やと思います。

：監査はどうされるんです。

課長：監査、中身ですか。中身は農林課で見ますんで。それでいいかどうか、まずは中身の適正をね。

区長：いやだから見るのはかまへんけど、こっちの事業でやってくるんやろ。市の粗見積りなしに三者見積……。

管理者：ですから実施主体が必ずしも地元だけかというと、地元負担金発生するケースは公の方の事業に対するものというのも有り得るでしょ。

課長：その中身は農林課が中身を精査して、これでいいかどうか判断せよというふうに理解しますんで。

：だから事業主は市になるわけですね。

局長：……事業であっても、地元負担が掛かるという事は村が出さなあかんお金がいるわけですね。その村が出さないかんお金に対して補助をする事は可能であると、今はそういうふうに考えております。

区長：いやだから補助はそういう具合に出しても、市の補助としてやるわけですね。

管理者：ちょっと今分かり辛かったかもしれません。きちんと整理をしてこういう事業の場合は実施主体こうなる、地元の負担としてはこうなるけれども、こうだとか。この場合はどういう事業者選定の選び方だとかっていう事は、ちょっと我々の方で整理をしてきっちりと清算させていただきます。その前にそもそも論として、もし仮に櫻木校区が7億で一発で何かという事になればあれですけども、それぞれの団体で使おうって話であれば、まずはそこで大体それぞれがどのくらいの配分が適正なんだっていう議論が進んでないと、これも次の段階に進めませんので、ですからそれは同時並行でやっていただきたいのではないか。そこでもし仮に皆さんで持ち寄って、どうしてもあふれすぎて何か交通整理をと仰つていただいたらそこは行かせていただきます。今日は一旦そういう事でご理解をいただけたらと思います。

：市の方でマニュアル作ると言つてはるんで、マニュアル見せていただいてそれで対応していこうじゃないですか。

：いや、だからその案をね、ちょっと見せていただいて。案で我々が出来るんか出来ないんかという事を判断していかなあかん。だから我々が事業主になって、そして入札をしないするんやという問題も出てくるわけですわ。だから公金の問題やからそれはきっとね、やっぱりルール作りをしといてもらわんと。

管理者：少しですからそこの部分はお時間下さい。

：それともう1点、先程言われましたけども、宗教施設。これはまだはつきり分からぬんですね。

管理者：ちょっと今日出て、我々もそこまで整理は出来てなかったので、端的には町のお官さんだとかそういう事なのかなと思いますけども、少し持ち帰って議論させて下さい。でないと、実際に市内でトラブルになってしまっての例はありますんで、それが要は敷地にあるけども、町の集会所としての実態なのかとか、或いは純粋にお社でお祈りをさせていただく対象なのか、結構判断が微妙なやつがあります。

：分かりました。

会長：よろしいですか。時間も大分経ちましたので、最終9時までには終わりたいと思いますので。私からちょっとお尋ねしたいのですけどよろしいですか。先日お聞きしたのに、事業を決定したと、ただし2年後でないと出来ないと言われましたな。

局長：申請されてから当然うちも議会に諮って、手順を踏んでいかないとあきませんので。予算編成する時には、例えば聞いておれば次年度でいいです。

会長：いやだから、それでは実際に子供達の事業を造ってやと何か、それで計画した。それで2年後やったら子供・・・してしまうねんな、みんな。

管理者：2年後じゃなくて次年度。

会長：次年度、補正予算あるんでしょ。予算はあるんやからこっちで決定した分については、すぐ議会可決で・・・方法してもらわんとやね、次年度って言うたら2年後や、はつきり言うて。

局長：今ちょうど予算編成の時期ですやんか、今申請を挙げていただいて。

管理者：ですので、我々の手順としては議会も開かないといけませんので、基本的には例えば前の年度にこういう事業です、こういう事業です、我々もきちんと今後今作ろうとしている要綱に基づいて問題ないだろうという事を確認をして、予算に載せる議会に承認してもらって翌年の年度に執行できるようにというのが一番我々としてはスムーズな流れなんですが、ものによって例えば緊急性がある、成長以外にも例えば何か町として非常にとかいう事になれば、補正予算自体が全く出来ないわけではありませんので、ものによって補正の必要があるという形になれば、それは議会の方とご相談して、これだけあるんやったら、ただなんでしょうね、例えば100万の事業、50万の事業、200万の事業、何の事業が毎回バラバラの補正てきてその都度議会になると、ちょっとそれはあまりにも難しくなるので。

会長：まああの行政の場合は予算を1年に1回組んでからせないかんと、ここは金があるよって議会を1年に1回じやなしに2回とか。

管理者：それは不可能ではないです。臨時議会開いてもらって、そこに補正予算という形で我々もお諮りしていいですよと仰っていただく部分もあるので、それはその時の議長と我々と相談して、地元の方で緊急性がある案件が挙がってますと。翌年度では遅いし、地元の基金の条例を作った趣旨からしたら、正に今やる事が大事なんという事で我々お諮りします。それで議会の議長の方が、それはそうだもつともだ、じゃあ集めて議論しよう、これはうちの普段の天理市の予算でもよくある事でございますので。ただ議会を全く経ずに私が例えば専決で出せるような案件かというと、やっぱりそれは条件がかかってきますから、出来るだけ纏めて、纏めて補正をかけるにしても、常識的な回数に留めたいと思います。

課長：1点だけご理解していただきたい点は、今基金は今年度末で4億9千5百万積み立てであります。そのお金っていうのは基金に積み立ててありますんで、その積み立てである所から、すぐにお金を出す事は出来ないんです。今市長が説明したように基金からお金を出そうとすれば、一般会計の議会の承認等をいただいて、一般会計で予算編成をしてからでしかお金の方が出せない。

会長：そういう事は分かってんねん、だからその議会を開く。

管理者：なので、必ず年に1回だけで、例えば前の年には間に合わなかつたけども、4月とか5月に凄く大事で急ぐ案件が皆さんの中から出てきたら、これは地元にとって大事だ、必ず次の年の年度まで待たないといけないかというと、それは今課長が申しましたとおりうちの中では基金を取り崩して、一般会計にやってとか支出の段取りってあるんですけども、案件の性質によって議会にお諮りして、我々も極力対応させていただきたい。

区長：元々事業を挙げていく相談していく窓口は市がやって協力してくれる事業に関しては。この纏めたやつを一番最初に通すところはどの団体なんですか。それから市のどこに挙げる。市議会で検討する、その手順の流れを説明していただけますか。

管理者：それは地元の基金についての協議会を作っています。まず協議会の方からうちの組合の方の事務局にいただいて、それで組合の管理者である私が組合の議会にお諮りをして、組合の10市町村から出てきてる議員さんがO.K.という形で承認いただいたら予算として出せるという順番になりますので、一旦は直接というよりも地元の取り纏めのところから纏まってという形で今は。

区長：1は協議会、2は組合、3が市議会。

管理者：市議会ないです。組合議会、組合というのは全く市町村とは別の組織で組んでいるもので。

区長：要するに協議会からそこへいく。

管理者：組合です。但し市町村は何も関与せんのか、市議会の議員さんは蚊帳の外かというとそういうではありませんで、その組合の予算自体が元々市議会だったり町村議会であったりで承認をしてみんなで持ち寄っているお金ですから、この使途がおかしいじゃないかとか、或いは地元の意向を反映していないじゃないかという事になると、要は株主みたいなもんですから市町村というのは、ここおかしいやないかという形で市議会の方から組合の方に来る、もっと極端な場合やつたらそんな変な使い方だったり、おかしいような所にうちの市は拠出できないという形になります。

区長：だから順番聞いとんねん、協議会から組合へ上げて。

管理者：そうです、組合から組合の議会です。

区長：組合から組合の議会。いやいや 10 市町村の組合で話するんですやろ、10 市町村の市長さんで。

管理者：各市町村の議会から今 2 人、天理と高田は 2 名他の町村からは 1 名ずつで議員を選出頂いて事務組合だけの議会というのを持っているんです。

区長：だからそこでかけるわけですやろ、天理市の議会ではないですやろ。

管理者：そうです、ではないです。

区長：だからそれが順番ですねんねというのも地域別に上限がありますやろ、遠い所も近い所皆一緒やというわけにはいかんですやろ。

管理者：それはちょっとまず地元で議論いただく話ではありますが、そこはもしこの私から出しゃばっていくわけにはいきませんけど、交通整理という形で仰っていただければ伺います。

区長：せやけど 7 対 4 は市長入って決めはりましたやろ。

管理者：そうです。まずそこの所に入って。

区長：どこに重点を置いて配布するかという点数も市長が決めた。そんなん都合の良い時だけそんな逃げしたらあかん。

管理者：いや、逃げるつもりはなく、入れと仰っていただいたら。

区長：上限を、各自治体の上限をある程度定められない、議論できない。

管理者：議論できないのは分かっています。只、時にはその私はまず校区毎の割振りの部分だけ入ってくれという会長からの依頼だったので、一旦そこは入った。ただそこから先は一旦権本は権本に任せてくれという事だったので、じゃあ今は一旦権本にお任せしますと。只、権本の中でもどうしても不公平感が残ってしまうであるとか、或いはどうしても皆さんの要望をやっていると枠の中に納まらないからもう一度来いというふうに仰っていただければ、それが3日後なのか半年後なのか2年後なのかこれは分かりませんけども、私はそれにはちゃんと責任を持って行かせていただく。

区長：それは一番結果的には期待をしておるわけだから、難しい話も地元は折れていってるのは、協力してる、協力しようとしてる。だからそこを何も知らんそんなん勝手に地元でやって下さいとなつたらどつき合いになる

管理者：それはそうではない。ただ区長さんから地元の協議会の中でこのまま議論しても進まへんから一旦自分達だけじゃなくて交通整理を依頼してみないかと言つていただいて皆さんのがこれこのまま纏まらんから入れと仰つていただけば来ます。

区長：そうなつたらゴチャゴチャしたるやん。ゴチャゴチャして取り返しつかへん仲になるやん、一番協力しやんなん地元がね。

管理者：それは今日ご意見としてやつていただいたけども、そういうご意見があると私伺いました。なのでいつでも来ますという事が、今日皆さんに申し上げます

区長：他の自治会から笑われてんねんからね。

管理者：もしそういう状況やから、やっぱり本来は地域の皆さんが協力し合わないといけない仲なのに、どうしてもどこまでの上限にするかという事で折角の権本の縛が失われてしまうという形で皆様方がこれが概ね総意だと、だから入るように前の山の辺校区と権本を配分したように一旦入れという形で、それは一旦皆さんでご議論いただいて会長から仰つて下さい。そしたら私は来ます。極端な話、纏めたから明日来いと言わされたら私は来ます。

会長：ありがとうございます。

管理者：よろしいですか。いつでも来ますという事は私は申し上げましたんで。

会長：それ以外のないようでしたら、これで今日の会議は終わります。

以上